

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	固定資産税(償却資産)の賦課に関する事務 基礎項目 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、償却資産に係る固定資産税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	固定資産税(償却資産)の賦課に関する事務
②事務の概要	【概要】 ・納税義務者からの申告による償却資産個々の取得価格を基礎とし、経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮し、価格を決定したうえ、地方税法の規定に基づいて固定資産税を計算し、固定資産課税台帳(償却資産課税台帳)に登録されている納税義務者に対して賦課する。 ・納税義務者等の申請に基づき、償却資産課税台帳(写し)及び種類別明細書を交付する。 【処理の流れ】 ①総務省が定めた固定資産評価基準に規定されている評価方法により評価する。 ②納税義務者からの申告に基づき所有する償却資産及びその評価情報を固定資産税(償却資産)システムに入力する。 ③評価額・税額の情報を所有者情報と結び付け、賦課情報を作成する。 ④住民登録がない納税義務者等に対する氏名・住所等の最新情報を庁内基本情報連携システム経由で取得する。 ⑤天災その他特別の事情による償却資産に限り、条例の定めるところにより固定資産の減免を行う。 ⑥固定資産課税台帳を基に賦課決定を行い、納税義務者へ納税通知書により税額を通知する。 ⑦固定資産税(償却資産)システムで作成された賦課情報を滞納管理システムへ移転する。 ⑧申請に基づき、償却資産課税台帳(写し)及び種類別明細書を交付する。
③システムの名称	固定資産税(償却資産)システム、eLTAXシステム、滞納管理システム、庁内基本情報連携システム

2. 特定個人情報ファイル名

固定資産税(償却資産)賦課情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表24の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	総務部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長

6. 他の評価実施機関

地方税電子化協議会、総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-94-4867
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊勢原市総務部資産税課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 Tel.0463-74-5469
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [☐] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐] 接続しない(入手) [☐] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。 マイナンバーの紐付けについては、氏名や生年月日などの情報と併せて確認することを基本とした上で、複数人で確認を行った上で紐付けを行いその確認記録を残すこととしている。 とくに住民登録外課税事務については、マイナンバーの確認から紐づけまでの事務をマニュアル化し、人為的ミスに対処策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 9) 従業員に対する教育・啓発	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務において横断的な「伊勢原市特定個人情報に関する安全措置」を定め、番号連携情報照会や住基ネット照会のシステムの利用は、事務取扱担当名簿に登録がある者に限定している。また、事務取扱担当者及び保護管理者等は、最低年1回の研修の受講を必須としている。併せて、情報セキュリティ監査計画に則した年に1回以上の情報資産に対する自己点検を実施し、適切に特定個人情報が管理されることを確認している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署	資産税課長 井上 邦男	資産税課長 金子 勝仁	事後	人事異動
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成27年1月1日時点	平成29年1月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	5. 評価実施期間における担当部署 ②	資産税課長 金子 勝仁	資産税課長	事後	様式変更
平成30年6月29日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	伊勢原市市民生活部市民協働課	伊勢原市総務部文書法制課	事後	組織改編
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成29年1月1日時点	平成30年1月1日時点	事後	時点修正
平成30年6月29日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	TEL0463-94-4711	TEL0463-94-4867	事後	電話番号修正
令和1年6月28日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	TEL0463-94-4711	TEL0463-74-5462	事後	電話番号修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成30年1月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	—	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和2年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月26日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月26日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	MICJET番号連携サーバー	削除	事後	5年経過前の評価の再実施
令和3年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	時点修正
令和4年6月30日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	時点修正
令和5年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年12月27日	Ⅳ リスク対策	—	様式変更による追加	事後	新様式への変更
令和6年12月27日	I 関連情報 3.個人番号の利用 「法令上の根拠」	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表24の項	事後	関係法令の改正に伴う修正
令和6年12月27日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年1月1日時点	令和6年1月1日時点	事後	時点修正
令和6年12月27日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正